

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、「学校で予防すべき感染症」の第2種（※感染症法上の位置付けは5類感染症）として位置付けされています。出席停止期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となります。

*新型コロナウイルス感染症の出席停止取り扱いに関する留意事項はつぎのとおりです。

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養機関と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した翌日から起算します。
- 無症状で感染が判明した場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- 出席停止期間の解除後、10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

出席停止の手続きにつきましては、「学校感染症における出席停止の手続きについてお知らせ」をご覧ください。

日ごろからの感染予防および規則正しい生活習慣について、家庭でも一層の配慮をいただきますようお願いいたします。